

公立大学法人長野大学 大学院設置に伴う対応について

1 趣 旨

現在、長野大学では、令和3年4月の長野大学大学院の設置を目指し、文部科学省に大学院設置認可申請している。同省の認可を受けたのち、中期目標及び中期計画を定めた大学院に関連する事項を変更する必要がある。

2 対応内容

(1) 中期目標の変更

地方独立行政法人の設立団体の長に策定が義務付けられている「地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標」であり、中期目標の変更には、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決が必要となる。

(2) 中期計画の変更

地方独立行政法人は、設立団体の長から中期目標の指示を受けたときは、目標を達成するための計画を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。

設立団体の長は公立大学法人に係る中期計画について、認可しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 今後の予定

- | | |
|---------|---|
| 令和2年 9月 | 文部科学省より大学院設置認可（予定） |
| 令和2年11月 | <u>中期目標変更について評価委員会の意見聴取</u> |
| 令和2年12月 | 中期目標変更の議案を市議会に提案
(議決後) 市から法人に中期計画変更指示
法人から市に中期計画認可申請
<u>中期計画変更について評価委員会の意見聴取</u> |
| 令和3年 1月 | 中期計画変更認可 |

4 参 考（地方独立行政法人法）

(中期目標)

第25条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(中期計画)

第 26 条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

(中期目標等の特例)

第 78 条

- 3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。
- 4 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

公立大学法人長野大学中期目標 新旧対照表 (案)

変更後		変更前	
公立大学法人長野大学中期目標		公立大学法人長野大学中期目標	
中略		中略	
第 1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織		第 1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織	
1 中期目標の期間		1 中期目標の期間	
平成 29 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日までの 6 年間		平成 29 年 4 月 1 日から 平成 35 年 3 月 31 日までの 6 年間	
2 教育、研究の基本組織		2 教育、研究の基本組織	
中期目標を達成するため、法人に次のとおり教育研究上の基本組織を置く。		中期目標を達成するため、法人に次のとおり教育研究上の基本組織を置く。	
大学院	総合福祉学研究科		
学部・学科	社会福祉学部	社会福祉学部	社会福祉学科
	環境ツーリズム学部	環境ツーリズム学部	環境ツーリズム学科
	企業情報学部	企業情報学部	企業情報学科
また、この期間内に、新たな教育研究組織への改編を検討し、円滑な移行への準備を行う。		また、この期間内に、新たな教育研究組織への改編を検討し、円滑な移行への準備を行う。	
中略		中略	

公立大学法人長野大学中期目標（案）

はじめに

長野大学は、昭和41年に地元自治体（小県郡塩田町・現上田市）が全額出資し、学校法人が運営する私立の本州大学として設立された。設立後まもなく本州大学は経営難に陥り、昭和49年に長野大学と名称を変更し、新たに出発した。

以後、地域に支えられ地域とともに歩む大学として多くの人材を育成し、民間機関が実施する地域貢献度調査でもここ数年高い評価を得ている。

しかし、近年の少子化に伴う18歳人口の減少、受験生の国公立大学志向、大都市圏の大学志向により、地方の私立大学の運営は極めて厳しい状況に立たされており、長野大学においても志願者の減少傾向が続いてきた。こうした状況の中、上田市に対して大学を運営する学校法人長野学園から公立大学法人化の要望があった。

これを受け、上田市は、地域が支えてきた50年に及ぶ大学の歴史の重みを踏まえ、大学の運営基盤を強化し、改革を始めとした様々な取組により地域から信頼される大学となり、大学とともにまちづくりを実践することで市が発展することを願い、公立大学法人長野大学を設立する。

設立の目的は、地域に根ざした大学として教育と研究を推進し、豊かな人間性と高い専門性及び国際的な視座をもった実践力のある人材を育成し、地域の産業及び社会の発展に貢献する知の拠点を形成することにある。

この目的を踏まえ、大学は、市民によって支えられていることを自覚し、不断の改革を実行することを通じて、地域に愛され、地域の力になる大学として持続的に発展することが求められており、設立者である上田市は、次の点を基本に中期目標を定める。

【教育】

地域をフィールドとして地域の人々の経験から学び、大学の科学的知識を活用して協働的に課題を解決する実践的な教育を行い、もって、地域に根ざしながら世界を視野に活躍できる高度な知識と技術を有し、深い知性と豊かな人間性に富み、社会の持続的発展に貢献する人材を育成する。

【研究】

独創的、創造的な研究を推進し、殊に学外と連携した研究を通じて、学術貢献はもとより、新たな産業を生み出す芽となるような研究を推進し、研究活動や研究成果を社会に発信する。

【地域貢献】

地域住民や企業、行政、NPO等と協働しながら、地域における課題解決に取り組む、大学の知識や技能を活かした地域づくり活動を行う。

また、こうした活動を通じて、地域産業を担う人材を育成し、卒業生の上田地域における就職や社会活動への参加を促進する。

【大学運営の改善】

経営の責任者である理事長と教学の責任者である学長の主導の下に、法人及び大学の各組織の権限と責任を明確にした体制を構築する。

また、教育研究水準の向上を図るため、能力や業績が教員の処遇に適切に反映される評価制度を構築し、大学運営の効率化を図り、安定的な経営基盤の確立に取り組む。

さらに、地域特性や受験生のニーズ及び産業界の意向を踏まえ、時代や社会に求められる学部・学科編成及び大学院設置を検討する。

第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

平成29年4月1日から令和5年3月31日までの6年間

2 教育研究上の基本組織

中期目標を達成するため、法人に次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

大学院	総合福祉学研究科	
学部・学科	社会福祉学部	社会福祉学科
	環境ツーリズム学部	環境ツーリズム学科
	企業情報学部	企業情報学科

また、この期間内に、新たな教育研究組織への改編を検討し、円滑な移行への準備を行う。

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育内容等に関する目標

ア 教育内容の改善

各学部の学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を示した上で、それに沿った教育を展開し、学生の到達度から教育成果を確認・評価することにより、各方針や教育内容の改善を行う仕組みを構築する。

また、豊かな人間性を育む「教養教育」、職業人として必要な能力を養成する「専門教育」、地域課題に立ち向かい解決する能力を高めるための「地域協働型教育」を実施し、社会で活躍できる実践力と創造性に富む人材を育成する。

(ア) 教養教育

様々な学問分野の考え方を学び、広い視野で自分の専門に関連付けて考える教養と、対話的討論を基にした協働学習を通じて、自身で考え、判断できる能力を養成する。

また、グローバル化する現代社会において必要な、語学力を向上させ、異文化を理解し、海外との交流を円滑に行うコミュニケーション能力を養成する。

(イ) 専門教育

基盤的専門知識の修得と、それらを企業や組織において活用する実践的応用力を養成する。

(ウ) 地域協働型教育

地域住民や企業、行政、NPO等と協働した教育により、地域社会に蓄積された経験的知識と大学の科学的知識を活用し、課題を発見し解決する能力を養成する。

イ 授業内容の改善

各学部の教育目標を通じて、学生の学修目標の達成を支援する授業を提供するため、授業の内容や方法についてPDCAマネジメントサイクルを構築し、継続的に改善を図る。

成績評価については、教員間の共通理解の下、到達目標や評価基準を明確にし、成績評価の厳格化を図る。

(2) 教育の実施体制に関する目標

教育活動を効果的かつ効率的に推進し、教育に関する目標を達成するため、優秀な人材の確保と効果的な人員配置を行う。

また、教育効果を高めるため、学生が意欲をもって学修に打ち込めるような環境を整備する。

(3) 学生への支援に関する目標

ア 学生生活支援

学生の意見や要望を把握し、対策を講じることで、学生支援を推進する。

また、充実した学生生活が送れるよう、学修活動、課外活動、健康相談等の支援体制の充実を図る。

併せて、留年者、休・退学者及び未就職者が生じる原因の把握と対策を行い、退学者や未就職者を減らす。

イ 経済的支援

経済的に困窮している学生に対する支援や、学生の学修意欲を喚起するための経済的支援を行う。

ウ 障がいのある学生支援

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき適切な対応をとり、障がいのある学生などに対する支援を行う。

エ 就職支援

インターンシップや実習等の強化、拡充を図るとともに、卒業生の就職後のフォローを行うなど、企業・組織との連携強化により就職先を拡大させ、就職決定率及び地域内就職率(上田地域定住自立圏域内就職率)を向上させる。

(4) 学生の受け入れと入学者選抜に関する目標

入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)を示し、知識偏重でなく、様々な能力や意欲・適性を多面的・総合的に評価する入試を実施する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準の向上及び研究成果に関する目標

独創的な研究や新たな産業を生み出す芽となるような研究活動を尊重しつつ、積極的に地域住民や企業、行政、NPO等と連携した地域協働による共同研究を推進し、その研究活動や研究成果を積極的に発信する。併せて、上田市が抱える政策課題に即した研究に積極的に取り組み、具体的な提言を行う。

また、学術研究の質を高め、高いレベルでの知的貢献が可能となるよう教員が研鑽を重ねるとともに、教員の研究業績を評価する体制を構築し、研究水準の向上を図る。

(2) 研究の実施体制に関する目標

教員が社会の研究に対する要求をくみ取り、地域と関わりながら研究を進め、より積極的・主体的に研究に向き合えるような研究環境を整備するとともに、組織的に競争的外部資金の獲得に向けた取組を推進する。

3 地域貢献、地域の人材育成等に関する目標

(1) 地域貢献に関する目標

地域活性化につながる連携活動を行うほか、大学の有する専門知識や技能を活かしたシンクタンク機能を発揮して、市や地域の課題解決に取り組み、もって、地域産業の振興や創業支援による雇用創出と若者の定着を推進する。

また、社会人を積極的に受け入れ、社会人が体系的に学べる機会を提供するほか、公開講座を開催するなど、市民サービスの充実を図る。

さらに、上田市が設置した「まちなかキャンパスうえだ」を活用し、他大学や商店街等と連携した事業を実施することで、地域活性化と新たな事業展開につなげるほか、市が推進する「学園都市づくり」のため、市内の高等教育機関等と連携を図り、その中核的な役割を担う。

(2) 地域で活躍する人材育成に関する目標

地域の産業や福祉分野など地域活動を担う人材を育成し、輩出することによって、地域内の出身者を地域内の企業・組織に送り出す地域人材の循環の流れを形成する。もって、大学進学時と卒業後の就職時に地方から大都市圏へ人材が流出している状況を食い止め、上田市の「地方創生」を推進する。

募集人員の設定においては、上田地域定住自立圏域内出身者の進学機会の確保を図るための措置を講ずる。

(3) 教育機関との連携に関する目標

市内の小学校、中学校、高等学校等の教育機関と連携した教育に取り組む。特に、高校と大学がそれぞれの教育資源を活用した教育に取り組むことで地域に定着し地

域を支える若者の育成につなげるため、高大連携による英語教育や公開講義、協働学修等を展開する。

(4) 産学官連携に関する目標

地域に根づいた教育研究活動を拡充し、もって地域に貢献するため、産業界、地域団体、自治体等と深い連携を図る。

4 国際交流に関する目標

海外の大学との連携、留学生の受け入れ及び留学生と地域との交流を推進し、国際化社会に求められる人材を育成するとともに、地域産業の国際化に寄与する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織運営の改善に関する目標

経営の責任者である理事長と教学の責任者である学長の主導の下に、法人及び大学の各組織の権限と責任を明確にし、迅速な意思決定と実行力のある組織体制を構築するとともに、教職員全員が大学のビジョンを共有し、目標に向かって取り組む。

また、外部有識者等の参画を得て、理事会、経営審議会、教育研究審議会等の組織の機能を強化し、戦略的な組織運営を行う。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

地域社会から評価される大学となるべく、地域の特性や受験生のニーズ及び地域からの意見・要望を踏まえ、時代や社会に求められる学問領域、学部・学科編成を検討する。

併せて、研究教育体制を強化・高度化するために、大学院の設置について検討する。

3 人事の適正化に関する目標

人事政策を立案する組織を設置するとともに、教職員に対して公立大学の職員としての自覚を喚起する。

また、能力、意欲及び業績が適切に評価され、処遇に反映されるなど、教職員にインセンティブが働く制度を構築し、資質の向上と人事の適正化を図る。

4 事務の効率化・合理化に関する目標

事務処理の簡素化、外部委託の活用、情報化の推進等によって効率化・合理化を図るとともに、事務組織の見直しを随時行う。

第4 財務内容の改善に関する目標

1 安定的な経営確保に関する目標

安定的な経営を維持するため、経営責任の明確化による戦略的な大学運営を実現し、志願者の増加と入学定員の確保、並びに自己収入の増加と経費削減に取り組み、収支構造の改善を図る。

2 自己収入の増加に関する目標

学生納付金は、入学定員の確保や社会情勢、法人の収支状況等を勘案した適切な金額を設定し、安定した収入の確保に努める。

また、科学研究費助成事業のほか、各種補助金、共同研究・受託研究収入、寄附金など、外部資金獲得のための組織体制を構築し、積極的に外部資金の獲得を図る。

3 経費削減に関する目標

大学運営に要する経費として運営費交付金が上田市から交付されていることを十分認識し、大学運営全般について支出内容の精査に努め、組織運営及び人員配置の改善、事務事業の簡素化、外部委託化、情報化などにより、人件費を含む経費の抑制を図る。

4 資産の運用管理の改善に関する目標

資産の実態を常に把握・分析し、安全かつ効果的な運用管理を行う。

また、地域貢献活動の一環として、教育研究に支障のない範囲で、大学施設の地域開放を行う。

第5 自己点検・評価及び情報公開の推進に関する目標

1 自己点検・評価に関する目標

教育研究活動及び業務運営について、大学の自己点検・評価体制を整備し、定期的に自己点検・評価を実施する。

また、第三者機関による評価も活用し、教育研究活動や業務運営の見直しと改善に取り組む。これら自己点検・評価及び外部評価の結果は、速やかに公表する。

2 情報公開の推進に関する目標

教育研究活動や法人経営の透明性を確保するとともに、公立大学法人として社会への説明責任を果たすため、情報公開の促進を図る。

第6 その他業務運営に関する目標

1 社会的責任に関する目標

人権の尊重や法令遵守に対する学生や職員の意識の向上に努め、環境に配慮した活動を実践するなど、公立大学法人としての社会的責任を果たす。

2 施設設備の整備に関する目標

良好な教育研究環境が保持されるよう既存施設の適切な維持・管理を行うとともに、施設設備の整備・更新は、組織改編などを考慮した長期的かつ総合的な整備計画に基づいて行う。

3 安全管理に関する目標

学内の安全衛生管理、事故防止、災害発生時など緊急時の適切なリスク管理を行うとともに、個人情報の保護など情報に関するセキュリティを確保する。